

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、(業務上・業務外を問わず)国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである。(国民年金法第1条、第2条)</p> <p>事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任・受託されている。</p> <p>市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている。(国民年金法第12条1～4項、国民年金法施行令第1条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 ・同届出の厚生労働大臣への報告 ・任意脱退の承認申請の受理 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・審査 ・国民年金手帳の再交付の申請の受理 ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・審査 ・障害基礎年金の額の改定の請求の受理 ・申請免除等の申請の受理・審査 ・付加保険料納付の申出の受理・審査 <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付されている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。(具体的な事務の流れは別添1参照)</p>
③システムの名称	「国民年金システム」「庁内連携システム」
2. 特定個人情報ファイル名	
「被保険者台帳情報ファイル」	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(使用範囲) 番号法別表46の項 番号法別表46の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本市総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課 860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2290
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	I 5 ②所属長	国保年金課長 河本 英典	国保年金課長 今村 利清	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年7月31日	II 1 いつ時点の計算か	平成29年8月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年7月31日	II 2 いつ時点の計算か	平成29年8月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月30日	I 5 ②所属長	国保年金課長 今村 利清	国保年金課長	事後	新様式への変更
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年7月31日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年7月31日	II 1. いつ時点の計算か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年7月31日	II 2 いつ時点の計算か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年7月31日	IV 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和3年7月31日	II 1. いつ時点の計算か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和3年7月31日	II 2 いつ時点の計算か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年3月15日	II 1 いつ時点の計算か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点		集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年3月15日	II 2 いつ時点の計算か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点		集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	I 5 ①部署	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 1 いつ時点の計算か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 2 いつ時点の計算か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
	II 2 いつ時点の計算か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
	II 2 いつ時点の計算か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和6年7月1日	I 3.個人番号の利用	番号法別表第1の31の項	番号法別表の46の項	事後	番号法改正に伴うものであるが、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。